

24 年産稲の作付・試験栽培について

1. 500Bq/kgを超過した地域における 24 年産稲の作付及び試験栽培

平成 23 年産米で 500Bq/kg を超える数値が検出された地域で、平成 24 年産稲の作付が制限された地域は、約 186.6 ヘクタールで全水田面積の 38.7%。作付制限水田の内、試験栽培を実施する水田は約 9.66 ヘクタールで 5.2% である。

この試験栽培圃場については、旧町村ごとに地区の農業者、JA 等と試験栽培候補地を検討し、更には東大根本教授らの意見を参考に試験圃場を選定した。

(単位: m²)

旧町村名	水田面積	農家数	作付制限面積	試験栽培面積	作付可能面積
月舘町	675,718	314	481,155(172)	4,441(4)	194,563(142)
小国村	565,143	202	565,143(202)	62,563(47)	0
掛田町	471,102	183	270,193(113)	6,834(7)	200,909(70)
富成村	425,348	172	425,348(172)	11,482(15)	0
柱沢村	745,441	350	96,141(62)	9,618(10)	649,300(288)
堰本村	1,937,423	703	28,063(21)	1,639(3)	1,909,360(681)
計	4,820,175	1,924	1,866,043(742)	96,577(86)	2,954,132(1,181)

※1 面積は水田台帳面積。()は農家数。

※2 試験栽培面積の()は、試験圃場枚数

- ・試験栽培実施地域の内、旧小国村については放射性物質低減対策を実施しない実証水田とし、土壌調査・用水調査・空間線量調査等を行いながら、稲への移行原因を解析することにより 25 年産稲の作付に向けた資料とする。
- ✓旧小国村以外の地域においては、放射性物質低減対策を実施しながら土壌調査等を実施し、稲への移行データを収集する。
- ・今後の予定としては、旧町村ごとに試験栽培についての説明会を開催し、更には試験栽培に係る作業（耕耘・代掻・田植等）については、地域の農業生産法人等に委託する予定でいる。
- ・作付制限地域における試験栽培以外の水田（約 176.9ヘクタール）の保全管理については、放射性物質低減対策を実施とともに、水田の荒廃を防止するため除草や地力増強作物、景観形成作物等を予定しており、実施時期や管理方法等について現在関係機関と協議している。

2. 試験栽培に係る費用負担

- ・試験栽培については、東日本大震災農業生産対策交付金(GAP)を活用し、県が市町村に試験を委託して実施

- ・県が示す試験栽培の条件は1農家1圃場1a程度、委託料についても1圃場3.5万円である。
- ・試験栽培の内容は、水田の除染（放射性物質低減対策）を行うことが条件となっているため、旧小国地区の試験栽培は該当とならないため、市独自の費用となる。
- ・旧小国地区以外の4地域については、東日本大震災農業生産対策交付金(GAP)を活用した試験栽培とする。

3. 「地域水田再生計画」により栽培を管理する水田

23年産米から100Bq/kg以上の放射性物質が検出された地域においては、来年以降の米の作付再開に向けた取組として、市町村が「地域水田再生計画」を策定する。

この「地域水田再生計画」においては、水田台帳などの情報を活用し、1筆ごとに生産者、圃場の地番・面積等を管理し、水田の除染（放射性物質低減対策）や稲以外の作付、保安全管理、試験栽培等の状況について管理する。

地域水田再生計画に取り組む地域 (単位：㎡)

旧町村名	水田面積	農家数	再生計画面積
月舘町	675,718	314	194,563(142)
小国村	565,143	202	0
掛田町	471,102	183	200,909(70)
富成村	425,348	172	0
柱沢村	745,441	350	649,300(288)
堰本村	1,937,423	703	1,909,360(681)
石戸村	444,905	213	444,905(213)
上保原村	557,086	228	557,086(228)
靈山村	661,238	330	661,238(330)
小手村	591,810	231	591,810(231)
富野村	702,605	296	368,888(134)
計	7,777,819	3,222	5,578,059(2,317)